

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 ○火薬類取締法施行規則（昭和二十五年十月三十一日通商産業省令第八十八号）

改正案	現行
<p>（最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫の位置、構造および設備）                  第二十七条の五 最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であつて、次の各号に規定する基準を満たす場合には、第二十三条第一項並びに第二十七条の四第一項で引用する第二十四条第二号、第五号、第十二号および第十四号、第二十七条の四第一号および第二号の規定は、適用しない。</p> <p>一 火薬庫の構造は、平屋建とし、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とすること。</p> <p>二 火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。</p> <p>三 火薬庫には、警戒札を建てる等の警戒設備を設けること。</p> <p>四 火薬庫は、地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。）による地震力に対して、生ずる損傷が軽微であつて、その安全性が損なわれるおそれがないものであること。</p>	<p>（新設）</p>